

さんしゃ Zapping

Vol. 40 No. 2 (通巻 209 号)

2026 年 3 月

<産社学会 ニュースレター>

編集・発行：立命館大学産業社会学会（教員・院生委員会）

事務局：産業社会学部共同研究室

TEL (075) 465-8186 E-mail: s-kyoken@st.ritsumeai.ac.jp

<https://www.ritsumeai.ac.jp/gss/research/newsletter/>

[目 次]

<ご退職挨拶>

「産業社会学部での 37 年を振り返って、皆さまの支援に感謝」 竹濱 朝美 p.2

<学部共同研究会開催報告>

「ケアの現場から再考する多文化共生社会—カナダの移民向け
特化型高齢者施設での介護実践から—」開催報告 増淵 あさ子 p.7

「建築と住宅を自治と社会運動の視点から再考する」
Autonomy in Architecture: Revisiting Housing through Social Movements 富永 京子 p.10

<全国規模学会開催報告>

日本メディア学会 2025 春季大会を終えて 飯田 豊 p.13

地域女性史研究会 2025 年度 11 月例会「戦後 80 年記念企画・
戦時体験を次世代にどのように継承していくのか」開催のご報告 柳原 恵 p.16

<エッセイ>

ロサンゼルスオリンピックにアメリカ選手団は出場できるのか
—トランプ政権と IOC— 有賀 郁敏 p.19

< ご退職挨拶 >

「産業社会学部での 37 年を振り返って、
皆さまの支援に感謝」

竹濱 朝美



◆再生可能エネルギー・環境研究に
入った契機

このたび、2026年3月で、定年退職を迎えることになりました。37年という長い時間を、立命館産業社会学部でお世話になりました。ありがとうございました。

1989年に消費経済論という科目の担当者として採用されました。その後、カリキュラム改変もあって、環境社会論、環境ライフスタイル論、国際環境政策論、現代環境論、大学院の環境社会研究など、主に、環境系の科目を担当させていただきました。

社会学研究科出身の私ですが、高校の時は理系の学生であったことから、環境配慮製品、気候変動対策、再生可能エネルギー政策、グリーンコンシューマーに関心をもってい

ました。学部から、環境科目を講義する機会を与えていただいたことは、私にとって、実に貴重な経験になりました。

明確に、気候変動対策・再生可能エネルギー政策を研究するようになったのは、イギリスの Sussex 大学で客員研究員をしていた 2005 年に、気候変動予測の一つのグラフを見たことが契機になりました。

2005 年に、当時の労働党政権の環境農業大臣 Margaret Beckett 氏が中心となって、IPCC の AR4(第四次報告書)の科学者陣を招いて、イギリス南西部の Exeter で、"Avoiding Dangerous Climate Change"「危険な気候変動を回避する」と題する国際気候変動会議を開催しました。会議の内容は BBC ニュースを通じて報道されました。その時、Dr. Malte Meinshausen による "On the Risk of Overshooting 2°C"⁽¹⁾ と題するグラフを見たことが、私が、気候変動対策、再生可能エネルギー政策を研究する転換点となりました。

Dr. Meinshausen の発表は、世界の主要な 11 本の気候変動予測モデルについて、気候感度の確率密度分布(climate sensitivity probability)を再計算したもので、温室効果ガス

濃度が何 ppm になったら、産業革命前の気候に比べて、全球地上平均気温は何度に上昇するのか、11 本のモデルは、気温上昇 2 度を突破するリスクを、どの程度に予測しているのかを計算したものでした。

Dr. Meinshausen のグラフは、温室効果ガス濃度が 450ppm になると、2 度上昇に達する確率は 50-50 になってしまうことを示していました。これは、それまでの気候変動科学で考えられていた温室効果ガス 550ppm よりも、はるかに低い濃度で、2°C に到達することを示すものでした。衝撃的なグラフでした⁽²⁾。

当時、私は、子供を連れて、イギリス南部のブライトンで留學生活を送っており、インターネットに発表された報告を見て、自分が考えていたよりも、気候変動の状況ははるかに悪いことを知り、衝撃を受けました。

BBC ニュースが流れるリビングで、子供は、私の脇で寝ていました。Dr. Meinshausen やその他の研究発表を伝える BBC 特集をぼんやりと聞きながら、私は、子供の小さな背中を見ていました。自分の子供や子供たちの世代が生きていく未来の気候を思い浮かべて、自分には何

ができるのだらうと、ぼんやりと考えていました。これ以降、私は、気候変動対策、再生可能エネルギー政策を研究するようになりました。

* Meinshausen の研究は、その後、さらに精緻化されて、下記の(1)、(2)文献に所収されている。

◆再生可能エネルギー分野の人材育成の模索

産業社会学部で、環境関連科目を担当できる機会を得たことは、実に楽しい環境研究の時間となりました。特に、企画研究や環境ゼミナール、ゼミナール演習などの少人数クラスでは、バイオマス・メタン発酵、バイオガス発電システムや水力発電の視察、地熱発電システムの現地調査など、多くの企画を行うことができ、学生との楽しい時間を共有させてもらいました。

2011年の福島第一原発の事故の後、再エネ特措法(FIT・FIP制度)が導入されてからは、日本でも、再生可能エネルギー関連ビジネス、低炭素技術に関するビジネスが数多く発達しました。このため、ここ数年は、再エネ関係・エネルギー関係の

業務に就職できる学生を増やしたいと考えるようになりました。

そこで、ゼミナールでは、学生の就職活動準備を兼ねて、主要企業の環境報告書やエネルギーの統計データの分析を学生に練習させること、電力小売り会社や再エネ関連企業、脱炭素先行地域の補助金を受けた自治体から、ゲストスピーカーを頼んで、再エネ関連の仕事の現実を紹介するセミナーなどを企画するようにしました。

ゼミナールや企画研究の授業を通じて、学生と一緒に、地熱発電や水力発電を見学し、木質バイオマス熱利用や食品ゴミからバイオマス・メタン発酵・ガス発電のシステムの現地調査を体験させてもらいました。

学生さんと調査に出かけると、教室では気が付かなかった学生の多様な側面を発見できて、学生の成長を実感できることも、楽しい経験でした。私は、方向感覚や地理、電車の予定計画などが全く弱いので、地域調査の時間計画や電車予約では、学生にずいぶん助けてもらい、彼らの頼もしさを見せてもらいました。教員として、幸せな時間を過ごすことができたと思います。

◆女性研究者と育児のバランス

女性教員としても、学部の教職員の皆様に、多大な支援をいただき、教育、研究と子育てを両立することができたことも、ありがたい思い出です。

私が教員として立命館大学に就職した当時、産業社会学部の教員のなかで、女性教員は、非常に少ない時代でした。昔は、立命館大学に、二部(夜間コース)があり、二部の授業(6時～9時)の当番が回ってくるがありました。

子供が小学2年ぐらいのころだったと思いますが、子供を大学の研究室に残して、6時間目(6時～7時半)の授業に出かけていました。子供には、お弁当とお絵描き帖を与えて、研究室で、待たせていました。

おそらく、子供は研究室で、ごそごそと雑音を立てて、ご迷惑をかけていたのではないかと思うのです。それでも、二部の授業が終わって研究室に帰ってくると、子供は、近くの研究室の先生から、お菓子やミニカーの自動車や縫いぐるみをもらったり、ゲームのカードをもらったりして、「これ、***先生にもらったよ！」とご機嫌でした。共同研究室の職員の方が、そっと部屋をのぞいてくださって、「だいじょうぶで

したよ」と、声をかけてくださったこともありました。

女性研究者が育児と仕事を両立させることは、実際には、周囲の職員や教員の方々に、いろいろなご負担をかけてしまいます。業務の負担を、黙って引き受けて、温かく支えてくださった教員・職員の支援があったからこそ、育児と仕事をどうにか両立させて、今日まで、教育と研究を続けることができたのだと感じます。

産業社会学部の教員・職員の皆様のご支援に、深く感謝申し上げます。幸せな37年間でした。ありがとうございました。

(注)

(1) Meinshausen, M., 2005: What does a 2°C target mean for greenhouse gas concentrations? A brief analysis based on multi-gas emission pathways and several climate sensitivity uncertainty estimates. *Avoiding Dangerous Climate Change*, H.-J. Schellnhuber, W. Cramer, N. Nakićenović, T.M.L. Wigley and G. Yohe, Eds., Cambridge University Press, Cambridge, 265-280.2006.

(2) M. Meinshausen: Figure 19.1, in

IPCC AR4, WG II, AR4, Climate
Change 2007: Impacts, Adaptation,
and Vulnerability. Chapter 19,

Assessing key vulnerabilities and
the risk from climate change, p.801.

＜学部共同研究会報告＞

「ケアの現場から再考する多文化共生社会—カナダの移民向け特化型高齢者施設での介護実践から—」開催報告

増渕 あさ子

【開催日時】 2025年7月7日（月）16:30～18:00

【会場】 以学館 IG305号室／Zoomとのハイブリッド開催

【報告者】 二木泉（トロント大学社会学部博士課程）

【司会】 増渕あさ子

2025年7月7日、産業社会学会の資金援助を得て、2025年度第一回産業社会学部共同研究会を開催した。研究会は16時半～18時まで、以学館305号室での対面とZoomとのハイブリッド方式で行った。報告者の二木泉氏は、トロント大学社会学部の博士課程で、カナダの日本人介護スタッフを事例に、ケア労働、移民、インターセクショナリティ等の研究をしながら、高齢者入所施設にてレクリエーション担当スタッフとしてアクティビティケアを実践している。著作に「脱『いい子』のソーシャルワーカー—反抑圧的な実践と理論」（また2021、現代書館・共著）があり、

『月刊ケアマネジメント』（環境新聞社）に「人権の国で学ぶ介護福祉士のカナダの福祉・最新レポート」を連載している。実践者・研究者として「カナダでのケア」に長年携わってきた二木氏の知見にふれることは、本学部の教員や院生にとって非常に貴重な学びの機会になると考え企画した。

今回のご報告では、カナダの文化・民族的に特化した高齢者福祉施設を事例に、市場化された福祉制度における移民の包摂機能とその構造的限界が検討された。カナダにおける日系移民介護職へのインタビューおよび、オートエスノグラフィを用い、

1. 特化型施設が移民高齢者と移民労働者双方の受け皿となっていること、2. ケア提供が移民労働者の不利な立場や熱意に依存し、緩衝機能として働いている実態、3. 小規模移民コミュニティにおける制度的障壁、4. ケア実践が欧米中心主義への静かな抵抗であり、連帯の可能性を含むことが示された。移民によるケアの営みを、制度の隙間を補完し文化を継承する力として捉える視点を提示する、非常に意欲的なものであった。以下、二木氏の議論を要約する。

1. 移民特化型施設の多面的な機能

多民族国家カナダにおいて、高齢者の約30%が移民であるという背景のもと、文化や宗教に特化した「特化型福祉施設」が重要な役割を果たしている。これらの施設は、単に高齢者に適した言語や慣習によるケアを提供する場にとどまらない。スタッフ自身が移民であることを再認識し、文化や歴史を「集合的記憶」として再構築・継承する場として機能している点が大きな特徴である。また、移民労働者の養成や雇用を一貫して行うことで、社会全体の介護人材不足を補う「受け皿」としての移民包摂機能も担っている。

2. 市場化の影とワーカーによる緩衝機能

一方で、福祉制度の市場化は現場に深刻な歪みをもたらしている。特化型施設は非特化型と比較して賃金や雇用条件が劣る傾向にあり、その差分を埋めているのは現場のケアワーカー自身である。

多くの施設は、英語力や職歴の面で不利な立場にある移民労働者の「インモビリティ（不動性）」や、同胞への親しみといった「熱意」に依存して成立している。これは「やりがいの搾取」や労働強化、さらには移民という不利な立場を構造的に利用した搾取のリスクを孕んでおり、市場化された制度における構造的限界を現場のワーカーが個人的な負担によって「緩衝」している実態が明らかになった。

3. コミュニティの格差と抵抗の可能性

市場化された介護制度は、特に小規模な移民コミュニティにとって過酷な障壁となっている。例えば、公費助成を受けるための多額の自己資金要件は、資金力のないコミュニティにおける施設建設や運営を困難にし、サービスの提供を阻害している。しかし、こうした困難の中でも行われるケア実践は、単なる労働ではな

く、欧米中心主義的な福祉の在り方に対する「抵抗」としての側面も持つ。移民同士の「連帯」を通じたケアは、市場化のマイナス面を補完しつつ、独自のアイデンティティや文化継承を維持するための能動的な営みといえる。

参加者はオンラインを含め、教員・院生あわせて10名弱であり、活発で興味深い質疑応答が繰り返された。「移民特化型福祉施設」における実践事例という性格から日本および諸外国における類似の高齢者施設との共通点や相違点を問う質問が多く寄せられた。加えて、他地域の日系人コミュニティとカナダの日系人コミュニティの特徴の違い、高齢者ケアにおけるレクリエーションや、言語・文化の重要性についても指摘があった。日本の地方自治体（浜松や岐阜など）におけるブラジル系・ポルトガル系コミュニティへのヒアリングの必要性や、日本国内の特化型施設の在り方（在日コリアンに特化した福祉サービス等）についても言及された。

移民に特化した福祉施設におけるレクリエーションでは、食事や遊戯を通じた文化的実践が、利用者にとって「移民」としての経験や実存を支える極めて重要なものであること

が印象的であった。一方で、中国系やコリア系など他のエスニック集団との連携は日常的には行われておらず、いわば蝸壺化している状況も紹介された。この点は、福祉実践において問われる「多文化共生」とは何を意味するのかを改めて問い直す契機となるものであった。

日本においても、在留外国人や新たな移民高齢者、さらには労働移民の増加が見込まれるなか、特化型施設の必要性は今後いっそう高まると考えられる。カナダの経験は、移民を単なる「労働力」としてではなく、市民権を持つ主体としてどう包摂するか、また市場化の論理のもとでケアの質と労働者の尊厳を守るかという問いを、日本社会に突きつけている。

最後に、貴重なご報告をしてくださった二木氏ならびにお集まりいただいた教員・院生の産社学会員の皆様、この会を事務的に支えてくださった早川さんに、心より御礼申し上げます。



「建築と住宅を自治と社会運動の視点から再考する」

Autonomy in Architecture: Revisiting Housing through Social Movements

富永 京子

2026年1月17日(水) 14:00~17:00
に、立命館大学東京キャンパスにて産業社会学会の支援を受け、Dr. Pijatta Heinonen (Ph.D, ETSAB Barcelona School of Architecture Universitat Politècnica de Catalunya) を招いて研究会を行った。

テーマは「Beyond Planning: Prefiguring Horizontal Practices of Architecture in the Context of Autonomous Geographies」という内容であり、ヘイノネン氏が調査した大規模な公共施設建設への抗議や、国際会議への抗議のために特定の場に住まうという抗議の手法であり住まいである「プロテスト・キャンプ」の建築を論じた博士論文を中心に議論を行った。日本だと、近年首都圏の大学内を中心に形成されたパレスチナ連帯キャンプや、成田空港建設反対運動、あるいは辺野古の基地建設に対する抗議行動などが代表的だろうか。

ヘイノネン氏は西ヨーロッパの農村部と都市部で、都市開発プロジェクトや炭鉱の拡大に対するプロテスト・キャンプを調査した。これらの土地にはいくつかのキャンプがあり、10名から100名にのぼる人々が、

廃材や天然材を活用しながら住居を作り、数年間住んでいる。政治的・社会的動機から作られる「一から作るコミュニティ」でもある。

ヘイノネン氏が分析した主要な論点の一つに、建築に関する集成的意思決定がある。プロテスト・キャンプはみんなが共有で住む敷地だから、どのように使うかを参加者同士で決める必要がある。この際に重要視されるのが、会議及び会議のためのスペースの「透明性」「脱中心性」である。椅子は円形に配置され、誰もがアクセスできるところに会議スペースがある。参加者たちはすべての会議に参加でき、すべての活動に参加することができるのだ。

また、インフラの構築や住居の形成に関しても、プロテスト・キャンプは特有の形式を持っている。ヘイノネン氏の紹介するプロテスト・キャンプは、ツリーハウスやジオドームなど多岐に渡るが、例えばツリーハウスは、最初からこのような形にしようと決めたわけではなく、必要に応じて増築されたり改築されたりする。

プロテスト・キャンプは集成的な意思決

定に基づく空間形成と、個人が即時的に作る建築が混在している。祐成保志氏（東京大学）からは、実際にそれほど集合的意思決定が可能なのだろうか？という疑問も投げかけられた。たとえプロテスト・キャンプがどのような人々でも平等に参加できる建築だといっても、実際には意思決定において誰かのニーズが他の人より優先されることもあれば、建築のスキルやそれを学習するリテラシーは人によって異なる。つまり参加に「格差」があるということだ。このような格差を見るためには、もう少し内部での対立や異論を検討しなければならない。

プロテスト・キャンプの建築は、集合的な合意形成の上で行われる一方、計画なしに建築を開始することもある。岡部明子氏（建築学）は後者の延長線上にある、建築やコミュニティに参加するということの多義性を指摘する。たとえばインフラの設営や材料の加工のみならず、掃除をするということや食事をふるまうということ、あるいはただ「いるだけ」ということも建築に参加することになるのではないかと議論を提起した。また、このような環境では、専門家の役割も変わってくる。本来、専門的な設計や計画は通常、合意形成の基盤であり、専門家が作成する設計図は合意を具体化したものだ。ただ、「参加」の可能性を広げれば、このような設計や計画がさらに変わりうる可能性もはらんでいる。

研究会では、建築および社会運動を研究する学生を交えての議論も活発だったが、何をコミュニティへの「参加」とするかにつ

いては、参加者の中でも意見が分かれた。例えばこのようなプロテスト・キャンプには、障害を持つ人や高齢者、小さな子どものいる参加者は少ない。インフラの構築や構造物の形成に直接携わることのできる人はさらに少ない。しかし一方で、障害があったり高齢であったりする人であっても、例えば直接建築に参加しなくとも、食事を準備するとか、資材の配達者が現場に到着した時に出迎えるとか、そういったこともまた「参加」として捉える考え方もある。

属性やスキルによってコミュニティに参加できないことを「格差」ととるか、それとも「間接的な参加」ととるか。例えば、社会運動研究は、属性によって運動参加のあり方が大きく異なる点を指摘している。少なくとも先行研究は、男性のほうがデモや夜間のミーティングに出やすいのに対して、女性は参加者のケアや事務作業といった「裏方」的な仕事が多くなる。これに対して、参加の格差を指摘することもできるが、プロテスト・キャンプはすべてが社会運動であり、すべてが参加であるから、その「参加」をめぐる境界を融解させる装置であるとも考えられる。そうした見方をもって社会運動を見られれば、また異なる形でコミュニティの自治を捉えることができるのではないかと。

最後にヘイノネン氏のまとめで、建築は自己表現の方法である（architecture as a method of self-expression）と語られていたのが印象深かった。そういう自由さ、楽しさみたいなものが、政治にも社会運動にもコ

コミュニティ構築にもあるはずだ。私たちは望ましい社会のあり方を想像し、表現し、政治に投影することができるが、その想像や

表現はもっと自由であっていいのかもしれない。

<全国規模学会開催報告>

日本メディア学会 2025 春季大会を終えて

飯田 豊

日本メディア学会は 2025 年 6 月 7 日（土）から 8 日（日）の 2 日間にわたり、立命館大学衣笠キャンパスの清心館にて春季大会を開催しました。

日本メディア学会は、研究者のみならず、多くのメディア実務者やジャーナリストが参加する、きわめて学際的で開かれた学会です。1951 年に「日本新聞学会」として創立され、1991 年に「日本マス・コミュニケーション学会」、2022 年に現名称へと改称されました。本学からも多くの教員や大学院生が会員として参加しており、これまで多数の理事・監事を輩出するなど、学会運営に継続的に関与してきました。本学での大会開催は 2009 年以來、実に 16 年ぶりとなります。

大会期間中には、28 の個人共同研究発表、14 のワークショップ、そして 2 つのシンポジウムが実施され、各会場で活発な議論が展開されました。1 日目のシンポジウム「メディア研究にとってのインターネット史—メディア化する政治を事例として」

では、インターネットの歴史的展開を踏まえながら、政治とメディアの関係を多角的に検討する議論が繰り広げられました。問題提起者は伊藤昌亮先生（成蹊大学）、津山恵子先生（フリージャーナリスト）、討論者は鳥谷昌幸先生（慶應義塾大学）、喜多千草先生（京都大学）、司会者は山口仁先生（日本大学）、別府三奈子先生（法政大学）という顔ぶれで、研究者とジャーナリストが交差する本学会らしい構成となりました。理論と実践を往還する視点が提示され、現代社会におけるメディア環境の変容を改めて問い直す貴重な機会となりました。

これに対して、2 日目のシンポジウムは、開催校の企画として『『障害』をめぐるメディア研究の展開』と題して実施しました。話題提供者は樋口麻里先生（北海道大学）、埴幸枝先生（成城大学）、柴田邦臣先生（駒沢大学）、討論者は田中瑛先生（実践女子大学）、美馬達哉先生（立命館大学先端総合学術研究科）で、司会は藤嶋陽子先生と飯田が務めました。こ

の企画は、近藤和都先生、住田翔子先生、谷原つかさ先生をはじめとするメディア社会専攻の先生方の尽力によって実現したものです。本学には先端総合学術研究科および産業社会学部（社会学研究科）を中心に、障害を専門とする研究者が数多く在籍しています。とりわけ、故・立岩真也先生が牽引してきた生存学研究所は、国内における障害学研究の重要拠点のひとつとして知られ、2025年現在は美馬先生が所長を務めています。本シンポジウムは、こうした本学の研究蓄積を背景に、障害メディア研究の可能性を広く提示する場となりました。

また、本シンポジウムでは、本学とも関わりが深い「特定非営利活動法人ゆに」に依頼し、情報保障としての文字通訳を導入しました。この取り組みは本学会では初めての試みであり、その準備や実施の過程を通じて、従来の学会運営がどのような参加者像を前提としてきたのかを批判的に問い直す契機ともなりました。

本シンポジウムの成果は、近藤先生と藤嶋先生の尽力により、学会機関誌『メディア研究』108号（近刊）に特集「“障害”をめぐるメディア研究の展開」として結実する予定です。ぜひご一読いただければ幸いです。

両日合わせて430名にのぼる方々にご参加いただき、会場は終始熱気

に包まれました。託児ルームを設置したことにより、子育て中の研究者や来場者にも安心して利用いただける環境が整い、包摂的な参加環境の実現という点でも意義ある取り組みとなりました（委託先：ピジョンハーツ株式会社）。

本大会の招聘にあたっては、2024年度に福間良明先生（現・京都大学）が調整に尽力され、2025年の春以降は、メディア社会専攻の若手・中堅教員が中心となって運營業務を担いました。総会では開催校を代表して、黒田学学部長にご挨拶をいただきました。休日にもかかわらず会場に足を運び、歓迎の意を直接伝えてくださったことに、改めて感謝申し上げます。

大会運営には、本学の大学院生および学部生の皆さんの協力も欠かせませんでした。社会学研究科、国際関係研究科、先端総合学術研究科に所属する大学院生、そして産業社会学部の学部生、計24名が運営スタッフとして大会を支えてくださいました。また、社会学研究科の今城和香さんは「大会レポーター」のひとりとして2日間の様子取材し、学会のウェブサイトレポートを寄稿しています。こちらもぜひご覧ください。

なお、本大会の開催にあたっては、立命館大学産業社会学会の研究助成

（全国規模学会開催）および全学の学会開催補助を受けることができました。学内外の多くの関係者のご理解とご支援により、本大会を円滑に実施できましたことに、ここに改めて厚く御礼申し上げます。

本大会の開催は、立命館大学におけるメディア研究の蓄積と社会的発信力を広く示す機会となりました。同時に、学内の研究領域を横断する連携や、外部の研究者や実務者との新たな交流を促す契機ともなりました。今後も本学の多様な研究・教育活動がさらに活性化し、新たな学術的連携や社会的対話が継続的に生まれていくことが期待されます。

地域女性史研究会 2025 年度 11 月例会 「戦後 80 年記念企画・戦時体験を次世代に どのように継承していくのか」開催のご報告

柳原 恵

2025 年 11 月 8 日・9 日の 2 日間に渡り、地域女性史研究会 2025 年度 11 月例会「戦後 80 年記念企画・戦時体験を次世代にどのように継承していくのか」を衣笠キャンパスにて開催した。地域女性史研究会は、全国各地の女性史および地域女性史研究者の研究交流を目的として 2014 年に設立された団体である。本研究会では毎年 2 回、研究報告および交流の機会として例会を開催しており、今回は初の京都での例会開催となった。

例会 1 日目は立命館大学国際平和ミュージアムを会場として、大月功雄氏（立命館大学国際平和ミュージアム学芸員）による講演「戦争の記憶をめぐるパブリック・ヒストリー—立命館大学国際平和ミュージアムの歴史実践から考える—」を実施した。講演の中では、〈ポスト戦争体験の時代〉における「戦争体験の継承」をめぐる課題について、日本の平和博物館の歴史的展開を踏まえつつ、立命館大学国際平和ミュージアムのリニューアル展示を事例に検討がな

された。とくに、平和博物館が「犠牲者意識ナショナリズム」と「新自由主義的歴史修正主義」のはざまでいかなる歴史実践の場となり得るのか、また展示内容のみならず実践の「場」そのものの歴史性をいかに自覚しうるのかが論じられた。講演後には、立命館大学国際平和ミュージアムの展示見学を実施し、参加者からの好評を得た。

2 日目は啓明館 201 教室に場所を移し、2 つの研究報告と全体討論が行われた。峯桃香氏（立命館大学大学院社会学研究科博士課程）の報告「銃後女性と加害の語り—一個人の体験をめぐる葛藤に着目して」では、銃後女性の「被害」と戦争協力という「加害」の狭間で生じる認識の揺れを「葛藤」と定義し、被害／加害の二分法では捉えきれない戦争体験への向き合い方を検討した。報告で取り上げた『銃後史ノート』は、在野の女性史グループ「女たちの現在^{いま}を問う会」によって刊行された雑誌である。『銃後史ノート』は、戦争を支えた銃後女性の「加害性」を

問う実践の場であるが、戦時下において女性が戦争に抵抗することの難しさや自分たちは戦争に抵抗できるのかという疑問とともに生じる「葛藤」を語る会員たちの証言を通じて、加害性は固定的事実ではなく、現在を問い続けるための視点として機能しているのではないかと論じた。

続く柳原恵（立命館大学産業社会学部）報告「三陸の女性たちが語る三度の震災と戦争」では、昭和三陸大津波、チリ津波、東日本大震災という3度の震災、そして戦争を経験した、岩手県の三陸出身・在住の高齢女性たちへの調査について報告した。彼女たちの語りには、戦災（人災）と自然災害を峻別せず、人生における複数の「災禍」として連続的にとらえるという特徴がみられた。また、戦争の記憶は後年の震災体験を語る際の参照項として機能しており、いずれの語りにおいても「いかに生き延びたか」という軌跡に焦点が当てられていたら。さらに、三陸の女性たちは無力で受動的な被害者ではなく、地域に内在する結束力や生活知を再評価するレジリエンスを發揮し、災害を生き延び復興を担った主体であったことも示された。

2つの研究報告を受けて、山村淑子氏（地域女性史研究会代表）、植田朱美氏（地域女性史研究会）の司会による全体討論が行われた。討論で

は、戦争の加害と被害の重層性や、戦争体験の多様性、語られない／語れない記憶に着目する重要性などについて、活発な議論が交わされた。また、戦争体験をどのように次世代に継承していくかという例会のテーマに則し、体験者から聞いた話を非体験者である現代の教員や学生がどう受け止め、伝えていくかについて意見が交わされた。さらに、地域女性史が実践してきた、地域に根ざした生活経験の記憶や語りを収集し、記録し、歴史化していくことの意義や、ローカルな記憶・歴史を普遍化する道筋を拓くという展望があらためて確認された。

秋の嵐に見舞われたあいにくの天候であったが、本学の大学院生や職員のほか、学外からも研究者や市民の方々の参加があり、地域を超えた研究交流の機会となった。北海道や岩手、長野、石川など、遠方から足を運んでくださった参加者もあった。

本例会の開催にあたっては、産業社会学会全国規模学会開催助成を受け、立命館大学国際言語文化研究所ジェンダー研究会の後援を得た。また、産業社会学部共同研究室の早川眞紀子氏、衣笠リサーチオフィスおよびクレオテック職員の皆様にもご助力をいただいた。この場を借りて改めて関係各位に心より感謝申し上げます。



例会 2 日目（11/9）参加者の皆様と
記念写真

ロサンゼルスオリンピックにアメリカ選手団は

出場できるのか—トランプ政権と IOC—

有賀 郁敏

ロサンゼルスオリンピックとトランプ

第 34 回夏季オリンピック競技大会（2028 年 7 月 14 日から 30 日）はアメリカ・ロサンゼルスで開催される。同市でオリンピックが開催されるのは 1932 年、1984 年に続き 3 度目だが、大会の開会宣言はトランプ大統領（以下、トランプ）が行うことになる。かの練達の弁士ヒトラーですらは見出せなかった「開会宣言¹⁾」にトランプは素直に従うのだろうか。

トランプは 2025 年 8 月 5 日、「2028 年の夏季オリンピックに関するタスクフォースを設置する大統領令²⁾」を発表した。これはトランプ議長の下、オリンピックに関する各種の調整を主導するものである。具体的には連邦政府、州政府、地方自治体が連携してセキュリティーや輸送、入退手続きを管理し、外国人選手、コーチ、メディア関係者等のビザ取得手続きを効率化させるな

ど、オリンピックに関する諸々の業務を自分が指揮命令すると言わんばかりの体制である。しかし、これは国際オリンピック委員会 (IOC) の権限を謳った「オリンピック憲章」に抵触する可能性が高い³⁾。

ちなみに、パレスチナ・ガザの停戦・再建の監督機関「平和評議会」が設けられたが(2025 年 11 月 17 日、国連安保理決議)、中身はトランプの「私的クラブ」のような組織である⁴⁾。というのも、評議会憲章によれば、トランプは評議会の終身議長であり、評議会の存廃、メンバーの招待（10 億ドルの「入会金」）、後継者の決定のすべての権限をトランプ個人が掌握しているからである。評議会は国連憲章に基づく国際秩序を破壊するための組織と言っても過言ではない⁵⁾。この点を踏まえるならば、トランプが IOC の権限を篡奪し、臆面もなく好き勝手に振舞うことは容易に想像できるだろう。そうなれば悪夢という他ない。

それはともかく、ロサンゼルスオ

オリンピックにアメリカ選手団は出場できるのだろうか。否、そもそも大会は予定通りに実施されるのだろうか。この突拍子もない問いはしかし、あながち荒唐無稽とは言いきれない。なぜか。本小稿の問題関心はこの点にある。

アメリカ軍＝トランプ政権によるベネズエラ軍事攻撃

2026年1月3日未明、アメリカ軍はベネズエラの首都カラカスを空爆、マドゥロ大統領と妻の身柄を拘束した。しかも、トランプは政権移行まで米国がベネズエラを運営する考えを示している。トランプは「地域における覇権を示した」と作戦の成功を誇ったが、軍事攻撃と運営は明らかに国際法違反である。国際法とは国際関係のルール全般を総称するものであり、二国間や多国間や国際機関で取り決める条約類は国際法に該当し、国連憲章も国際法に含まれる。また、長く国際的に慣習となっていて守るべきと考えられているもの（不文律）も国際慣習法とよばれる国際法である。

国連憲章第2条第2項、「すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従って

負っている義務を誠実に履行しなければならない」、同条第3項、「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない」、同第4項、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」とそれぞれ謳っている⁶。とりわけ、第4項に鑑みれば、アメリカ軍の攻撃は国際法上、侵略とする以外に定義のしようもない行為である。なぜならば、主権国家で構成されている国際社会において、法務執行活動は自国の主権内部の領域に限定されているからである。

国連の安全保障理事会は1月5日、アメリカのベネズエラ攻撃を巡って緊急会合を開催した。アメリカはベネズエラに対する軍事作戦や同国のマドゥロ大統領を拘束したことを正当化した一方で、多くの国からアメリカの行為は国際法や国連憲章への違反だとする批判の声が相次いだ。会合には理事15カ国に加え、当事国ベネズエラや周辺諸国などが参加、ベネズエラのモンカダ国連大使は、アメリカの行為は「国連憲章の明白

な違反」だと訴え、ベネズエラの主権だけでなく「国際法の信頼性、本機関の権威、いかなる国も世界秩序の裁判官や当事者、執行者となることはできないという原則の正当性も危険にさらされている」と訴えた。グテレス国連事務総長も、アメリカの攻撃は「危険な前例になる」と指摘し、地域全体に懸念すべき影響を及ぼしかねないとの見解を表明した⁷。

このような危惧や批判など歯牙にもかけず、トランプはカナダをアメリカの 51 番目の州だとうそぶき、デンマーク自治領グリーンランドの領有とイランそしてキューバへの軍事介入をほのめかしている。

トランプはニューヨークタイムズのインタビュー（2026年1月9日）で「アメリカ軍の最高司令官として、自らの権限に制約はあるのか」と記者から問われた際、「私自身の道徳観、私自身の考え、それが私を止められる唯一のものだ」とし、続けて「国際法は必要ない」と言い切った⁸。トランプに道徳観があるのか疑わしいが、それはともかく、トランプ政権の国家安全保障戦略（NSS；2025年12月5日）には「米国の主権を守る」と記されている。「主権」は国際法上の概念であり、この点で撞着ぶりも甚だしいが、国際法の軽

視に加え、議会、司法、メディア、大学、中央銀行にまで介入し、大統領の私兵と化して住民を殺害した移民税関捜査局（ICE）捜査官を容認するトランプに、学問的知見や道理など通用するはずもない⁹。

もつとも、例えば国連刑事裁判所（ICC）がプーチンやネタニヤフに逮捕状を発行しているように、国際機関には機関なりの理念と権限が存在するのであり、トランプといえども土足で踏みこむことはできないのである。IOCは「オリンピック憲章」を掲げる国際機関として、それに該当するはずである。

本稿を支える問題関心を鮮明にするうえで、まずはロシアのウクライナ軍事侵攻をめぐる国連及びIOCなどの対応を概観しておこう。

ロシアのウクライナ軍事侵攻

プーチン政権は2022年2月24日未明、「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の住民保護を目的にウクライナを武装解除する「特別軍事作戦」を実施すると称し、同国に対する全面的な侵略を開始した。ウクライナの首都キーウなどを空爆したほか、北東部ハリコフ州の国境を越え、黒海の南部オデッサにも上陸を開始したと明かした。ロシ

アはすでに 2014 年にウクライナ領クリミア半島を事実上領有化していたが、勢力圏をさらに拡大させるべく軍事侵攻に踏み切ったのである。ロシアの軍事侵攻は幾重にも国際法違反である。

第 1 に何よりも国連憲章に違反している。第 2 に戦時国際法・国際人道法に違反した戦争犯罪である。ジュネーヴ条約（1949 年）の第 4 条約には文民保護に関する条文が規定され、病院、学校などの民間施設や原発への無差別攻撃、さらには民間人の虐殺を禁止している。第 3 に、多国間の合意や了解を反故にしている。2014 年と 2015 年に関係国間で結ばれた「ミンスク合意」や国連安保理決議 2202（2015 年 2 月）を破棄している。第 4 にロシア政府の核による恫喝は核兵器禁止条約に違反している。

ロシアの軍事侵攻に対し、侵攻を非難し、軍隊の即時撤退を求める決議が国連加盟国 193 のうち、「賛成 141、反対 5、棄権 35、無投票 12」で採択されている。グテレス国連事務総長は、ロシアによるウクライナ侵攻によって被害を受けたすべての人々を支援し、「この国際法違反を乗り越えるため」に国連加盟国が「協力と連帯」の下で団結することが求められていると述べた上で、「私たち

はまた、この紛争によって被害を受けたあらゆる人々を支援し、この国際法違反を乗り越えるために、協力と連帯の下で団結することが求められています」と明言している。

ロシアの国際法違反に伴う IOC の対応

2026 年 2 月 6 日から 22 日にかけてイタリアのミラノ・コルティナで冬季オリンピックが開催される。IOC はロシアとベラルーシ人選手がオリンピックに中立の立場で参加することを許可しているが（国旗や国歌の使用は禁止、団体競技への参加禁止、開会式での行進の禁止）、国の選手団としての出場を認めていない。このような IOC の対応がロシアによるウクライナ軍事侵攻を根拠としていることは言うまでもない。そこで、ウクライナ軍事侵攻に対する IOC などの対応を概観しておこう¹⁰。

- ① IOC はロシアによる「オリンピック休戦協定」違反を強く非難（2022 年 2 月 24 日）。休戦協定は国連総会本会議（2021 年 12 月 2 日）において中国ほか 173 か国が共同提案したオリンピック・パラリンピック期間中の休戦を求める決議によって無投票で採択。グテレス国連事務総長は北京冬季オリ

ンピック・パラリンピックの開催を前に、「オリンピック停戦は、すべての当事者に大会期間中の戦闘行為の停止を求める呼びかけです。紛争が拡大し緊張が高まる中、この呼びかけは、違いを乗り越えて恒久的平和への道を見いだす機会となります¹¹⁾」と発言。

- ② IOC 理事会は国際競技連盟 (IF) とスポーツ大会主催者に対し、ロシアとベラルーシの選手・役員の国際大会への招待あるいは参加許可の禁止を勧告 (2022 年 2 月 28 日)。揺らいでいた国際パラリンピック委員会 (IPC) もロシア・ベラルーシ選手の大会出場を禁止 (同年 3 月 3 日)。
- ③ IOC は国際連合人権理事会による、「国籍だけを基にロシア・ベラルーシ選手や役員を国際大会から締め出す」ことへの深刻な懸念表明受け、これまでの方針を大きく転換。「中立」という立場の個人であれば、ロシア・ベラルーシ選手・役員の国際スポーツ大会出場を認めるよう各 IF へ勧告 (2023 年 1 月)。
- ④ IOC は IF に対し両国の選手を国際大会に復帰させる際の条件として、国や地域を代表しない中立の立場と認められる個人に限定、チーム参加の禁止など勧告 (2023 年

3 月 28 日)。IF は、ロシア・ベラルーシ選手の出場禁止を停止し、IF は「中立性」な「個人」であることなどを条件に、ロシア・ベラルーシ選手の国際スポーツ大会出場を了承。

- ⑤ IOC の理事会は 2023 年 10 月 12 日、ロシアオリンピック委員会 (ROC) を「即時、今後通知があるまで」資格停止。理由として、IOC は、ROC が今月 5 日、ロシアがウクライナを不法に併合している 4 州のスポーツ組織を承認したが、IOC はこの承認が、「ウクライナ・オリンピック委員会の領土一体性を侵害しており、オリンピック憲章の違反」に当たると説明。資格停止とされたことで、ROC は「国のオリンピック委員会として活動する資格を失う」とともに、「オリンピック・ムーブメントからいかなる資金も受け取れない」こととなった。

ちなみに、スポーツ仲裁裁判所 (CAS¹²⁾ は、IOC の決定は「オリンピック・ムーブメント内のスポーツ団体は政治的中立性を適用しなければならない」という原則に反している」とした ROC の提訴 (2023 年 10 月 31 日) を棄却した (2024 年 2 月 23 日)¹³⁾。

ロサンゼルスオリンピックの今後を問う

ベネズエラに対する軍事攻撃と国政の運営を目論むトランプ政権の行動は、プーチンのそれと同様、国連憲章・国際法違反である。それゆえ、ウクライナ軍事侵攻に伴う国連ならびにIOCによるロシアに対する裁定に照らせば、アメリカのアスリートは選手団として自国開催のオリンピックに参加できないことになる。果たしてIOCはトランプにレッドカードを突き付けることができるだろうか。管見の限り、この点をめぐるIOCの対応はロシアとの比較において極めて寛大である。

ベネズエラ軍攻撃を踏まえ、オリンピックからアメリカ選手団を排除すべきだという要請に対し、IOCは2026年1月12日、ベネズエラを攻撃した米国の選手について2月のミラノ・コルティナ冬季オリンピックの参加は問題ないとの認識を示した。「IOCは政治問題や国家間の紛争に直接関与することはできない。われわれの役割は出身地にかかわらず、選手の五輪参加を保証することだ」という声明を発している¹⁴。

ついでに言えば、IOCのダブルスタンダードはイスラエルに対しても同様である。イスラエルのガザ軍事

侵攻に対し、欧州サッカー連盟（UEFA）やプロバスケットボール「ユーロリーグ」でもイスラエルチームの除外を求める声が高まったが¹⁵、IOCは2025年10月17日、世界体操選手権（19日開幕、ジャカルタ）開催国のインドネシア政府（イスラム教徒が人口の多くを占め、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザへの攻撃を非難）がイスラエル選手団へのビザ発給を拒否したことに関し、「選手や関係者は開催国によって差別されることなく、競技会に参加できなければならない」との原則を明確にし、「選手は政治的な決定の責任を負わされてはならない」と強調した。選手村でイスラエル選手団がパレスチナ・テロ組織に襲撃され、多くの犠牲者を出したミュンヘンオリンピック（1972年）の教訓（負い目）かもしれないが、イスラエルとアメリカの緊密な関係が影響していることは明らかであろう¹⁶。

IOCがトランプ政権の軍事行動に目を閉ざし参加を認めるならば、ロシア・ベラルーシからIOCの裁定はダブルスタンダードではないかという批判が起こるか、あるいはトランプとプーチンが結託し、政治的中立の観点からロシア選手団のオリンピックへの参加を認めるようIOCを威嚇するかもしれない¹⁷。「オリンピ

ック憲章」の理念が厳しく問われることになり、ROCからの参加の訴えを棄却してきたCASにも影響が及ぶことは必至である。

それだけではない。移民政策により入国禁止対象となった中南米・アフリカ諸国を中心に大会のボイコット運動が起こる可能性がある。トランプのグリーンランド領有をめぐる発言をきっかけにドイツではワールドカップ大会のボイコット議論が生まれ、それは英国やオランダにも波及している¹⁸。FIFAワールドカップ2026のボイコット問題の分析は本小稿の範囲を超えるが、しかし問題の震源地がトランプという点で基本的性格は共通している¹⁹。

懸念事項は他にもある。一つは性的マイノリティー排除の問題である。トランプは2025年2月5日、トランスジェンダー選手の女子競技参加を禁止する大統領令に署名し、女子競技に参加するため米国への入国を求めるトランスジェンダー選手のビザ審査の厳格化を国土安全保障省に命令した。そして、オリンピックにトランスジェンダー選手の女子競技参加を認めない、オリンピック出場のためにアメリカに入国しようとするトランスジェンダーの選手にはビザを発給しないと述べ、アメリカオリンピック・パラリンピック委員会

(USOPC)ならびにIOCに圧力をかけている²⁰。トランプ政権の方針は、この間のIOCの合意事項やオリンピックのガイドラインと矛盾する。

2014年のソチ大会では、開催国であるロシアが2013年に制定した同性愛宣伝禁止法が問題視され、欧米の一部の国の首脳らが開会式をボイコットし、IOCはこうした事態を踏まえ、2014年末、オリンピック憲章が掲げる「オリンピズムの根本原則」を改訂し、基本原則の第6項に「性的指向」による差別の禁止を加えた。

このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない(アンダーライン=有賀)²¹。

また、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会でも以下のようなガイドラインを公表していた。

組織委員会は、人権の尊重を重視する。そのため、サプライヤー及びライセンサーに対し、製造・流通過程において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向、障がいの有無等による差別やハラスメントが排除され、また、不法な強制立ち退き等の権利侵害の無い物品・サービス等

を提供することを求める(アンダーライン-有賀) 22。

これらのテキストを読めば、性的指向をめぐるIOCの提言とトランプ政権のベクトルの向きが正反対であることは明らかである。

もう一つは、移民政策との軋轢である。トランプは12月16日、国家安全保障と公共の安全確保を理由に「入国制限対象国を39か国に拡大する大統領布告」を発表した²³。この措置はオリンピックをはじめ、国際的スポーツイベントにも適応される。アスリートと監督コーチは対象外になっているものの、アスリートの家族を含む観客は入国禁止対象である。トランプ政権はさらに、2026年1月14日、75か国からの移民ビザ申請手続きを、無期限に停止すると発表し、アメリカへの合法的な入国経路をさらに制限した。この中にはロシア、ブラジルなどが含まれている。ちなみに、今年(2026年)6月、北米で開催されるサッカーワールドカップでも、アメリカ国内試合にはこの制限が適応され、優勝候補のブラジルはじめイラン、コロンビアそして日本と同組のチュニジアなど、出場48か国のうち15か国が禁止対象になっている。東京オリンピック(2021年)の無観客試合がパレードシカルに例証しているように、

スポーツにおいて観衆(ファンカルチャー)の存在は不可欠であり、勝敗と無関係ではない。

IOCが制定した「アジェンダ2020+5」の提言11、「難民や住む場所を追われた人々への支援を強化する」には、「世界的な難民危機に対する認識を高め、住む場所を追われた人々のスポーツへのアクセスを向上させる」「難民選手の国際および国内レベルの競技会への出場とアクセスを容易にする」「難民のスポーツ施設やスポーツ活動へのアクセスとスポーツイベントや競技会への参加を向上させることを公約した『難民のためのスポーツ連合』のインパクトを評価する」といった方針が明記されている²⁴。

IOCが単に難民アスリートを大会へ参加させるためのテクニカルな支援に止まらず、世界的な難民危機に対する認識に依拠していることは疑う余地はなく、それはトランプの移民・難民排除政策と対立せざるを得ない。

自己省察と共通の了解

2年後(2028年)のロサンゼルスオリンピックに向けてアスリートは準備を進めており、復活した野球に大谷翔平はじめMLBの選手が参加



するかどうかなど、大手メディアも話題を提供している。それらはロサンゼルスオリンピックがトラブルなく開催されることを当然視したものである。こうした楽観的風潮を理解できないわけではないが、法の支配をあざ笑うかのようなトランプの傍若無人ぶりを見せつけられると²⁵、果たしてすんなりとオリンピックが開催されるのかどうか、私には確信がない。FIFAのインファンティノ会長が大統領執務室に黄金の優勝トロフィーのレプリカを持ち込み、トランプにおもねり新設の「FIFA 平和賞」を授与したように（写真：SZ,10./11. Januar 2026）²⁶、IOCもトランプの軍門に下り、アメリカのメディア・IT資本からの高額スポンサー料と引き換えにオリンピックの理念や価値を捨ててしまうのだろうか。

「王」として振る舞い力で威嚇するトランプを前に、国連そしてIOCのレゾンデートルが揺らいでいるが、それは同時にわれわれに向けられた

問いでもある。格差社会の理不尽や己の不全感を刹那的に忘れさせるゼノフォビアはSNSで広がりを見せ、浅薄に共感をむさぼる相互不信の社会を形成している。公正が使命であるはずの選挙で、候補者は白昼堂々と競ってデマと外国人差別をまき散らし、人々はその刺々しい言葉の「強さ」に自己の思いの確かさを信じ、まるで「推し活」のように快哉を叫ぶ。こうした誤情報を交えた感情の政治によって心はすきみ、弱者・マイノリティーへの共感は薄れ、民主主義はますます劣化してゆく。トランプ現象は、実は日本社会そしてわれわれ自身の写し鏡ではないだろうか。

ならば、それと訣別する地平を展げてゆくには、自己省察の機会を生かし、われわれ自身の歴史・社会認識を不断に研ぎ澄ませ、差別と排斥に抗い超克するための共通の了解と支え合う社会を強靱なものに再編していく以外に道はない。

（2026年1月）

【追記】2月28日、アメリカとイスラエルはイランに対し先制攻撃を行い、国家指導者ならびに学校で学んでいた約200名の子どもらを殺害した。民間人死傷者はさらに拡大し、

攻撃の応酬は中東全体に拡大している。アメリカからの軍事行動はベネズエラの時と同様、明確な国際法違反である。

サッカーワールド杯(6月)でのイランチーム辞退の可能性やバスケットボールワールド杯アジア予選の延期等、スポーツ界にも影響が出始めている。

ミラノ・コリティナオリンピック・パラリンピックとの関連では、ICE 職員のミラノ派遣に抗議する 1 千人以上のデモが同地で繰り広げられた

一方で(2月6日)、記者の質問で ICE を批判したフリースタイルスキー・アメリカ代表選手(2月6日)をトランプが「本物の負け犬だ」と SNS で罵倒し、選手の人権を否定する数多くのコメントがインスタグラムに書き込まれるなど、オリンピック精神を揺るがす事態となっている。また、IPC はロシアとベラルーシ選手団のパラリンピックへの参加を認めたが、この決定に対してウクライナなどから開会式ボイコット等の批判がなされている。

¹ オリンピック憲章第 55 条第 3 項で、「私は、ここに、第(オリンピアードの番号) 回近代オリンピアードを記念する、(開催地名) 大会の開会を宣言します。」と開会宣言が明記されている。IOC「オリンピック憲章」

(<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2024.pdf>; 最終閲覧日: 2026 年 1 月 30 日)

² Presidential Actions : ESTABLISHING THE WHITE HOUSE TASK FORCE ON THE 2028 SUMMER OLYMPICS, August 5, 2025.

(<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/08/establishing-the-white-house-task-force-on-the-2028-summer-olympics/>; 最終閲覧日: 2026 年 1 月 30 日)

³ 例えば、憲章第 40 条第 4 項には、「競技者がオリンピック競技大会でどの国の代表として出場するのかを決定することに関わる問題は、すべて IOC 理事会が解決するものとする」とあり、大統領がセキュリティーの観点から入国拒否(出場禁止)することは規程上できない。

⁴ 評議会の加盟国はイスラエル、サウジ

アラビア、トルコなど約 30 か国に留まっている(1月30日現在)。ブラジルのルラ大統領は「新たな国連」づくりと批判、EU はトランプへの「権力集中」の懸念から加盟を否定している。

⁵ グテレス国連事務総長は、国連本部での年頭所感において、「平和協議会」が国連の代わりにはならないと明言している。Choose peace over chaos, Guterres urges as he sets out final-year priorities | UN News, 29 January 2026.

(<https://www.un.org/en/>; 最終閲覧日: 2026 年 1 月 31 日)

⁶ 国際連合広報センター「国連憲章テキスト」

(https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/; 最終閲覧日: 2026 年 1 月 30 日)

⁷ 『朝日新聞』2026 年 1 月 4 日付。

⁸ 『朝日新聞』2026 年 1 月 10 日付。

⁹ トランプ政権はミラノ・コルティナオリンピックに ICE 職員の派遣方針を明らかにしたが、現地ミラノでは市長の懸念表明と市民による抗議デモが繰り広げられた(1月31日)。US to send ICE agents to Winter Olympics, prompting Italian anger

(<https://news.yahoo.co.jp/articles/6d0806e689bee7bc4cbf6aa22595fef13c64b259>; 最終閲覧日: 2026年1月31日)

¹⁰ 有賀郁敏「ウクライナ危機とスポーツに関する省察 - 「非ナチ化」の教訓 -」『立命館産業社会論集』第58巻第1号、2022年6月、49-67頁。

¹¹ 国際連合広報センター「アントニオ・グテレス国連事務総長のオリンピック停戦を呼びかけるメッセージ - 北京2022冬季オリンピック・パラリンピックにあたり (2022年1月28日)」

(https://www.unic.or.jp/news_press/messages_speeches/sg/43429/; 最終閲覧日: 2026年1月30日)。ちなみに、ロシアは北京夏季オリンピック (2008年8月) 期間中にジョージアに侵攻し、ソパラリンピック (2014年) 後の休戦期間中にクリミア半島を併合しており、ウクライナ軍事侵攻が3回目である。¹² スポーツ仲裁裁判所(CAS)は、世界中のスポーツ紛争を仲裁と調停を通じて解決する独立した裁判所である。1984年にスイスのローザンヌで設立された。当初はIOCの組織だったが、2014年にIOCに代わる国際仲裁評議会(ICAS)が設立、同年パリで組織の独立性が承認された。(<https://www.tas-cas.org/en/general-information/history>; 最終閲覧日: 2026年1月30日)

¹³ 例えば、「ROCは、ウクライナでの武力紛争に関して何の権限も持たないと主張に対しては、IOCの処分は、武力紛争に対する制裁ではなく、規則28.5と30.1に違反してウクライナの地域組織をメンバーとして受け入れたことに対する処分である」と退けている。八木由里・高松政裕「ロシア・ベラルーシ問題に関するスポーツ慣習法の確立とその運用実態 - 国家の他国侵攻を理由とするアスリートへの国際大会参加禁止は許されない人権侵害といえるか -」『法務財団研究報告書』第170号、2024年、28-29頁。

¹⁴ 『東京新聞』2026年1月13日付。

¹⁵ 『朝日新聞』2025年9月29日付。

¹⁶ 『朝日新聞』2025年10月23日付。

¹⁷ 国公共放送『BBC』は、英国でも労働党、自由民主党、緑の党、プライド・カムリといった政党の議員23人が、国際的な各スポーツ団体に対し、サッカーワールドカップを含む主要国際大会から米国を除外することを検討するよう求める動議に署名したと報じている。(<https://www.msn.com/ja-jp/news/world/>; 最終閲覧日: 2026年1月30日)。

¹⁸ FIFAワールドカップ2026大会をめぐるボイコット問題の解明は本小稿の範囲を超えるが、問題の震源地(発信源)は同じとあってよい。この点に関しては、Anno Hecker, Sollte der deutsche Fußball über einen WM-Boycott nachdenken?

(<https://www.faz.net/aktuell/sport/fussball/fussball-wm-2026-sollte-der-dfb-ueber-einen-boycott-nachdenken-110825149.html>: 最終閲覧日: 2026年1月30日) 参照。

¹⁹ ドイツでは、グリーンランド領有をめぐるヨーロッパ諸国に対する圧力をきっかけに、ドイツサッカー連盟副会長のゲトリッヒがボイコット議論の必要性を訴え、実際に領有となった場合、国民の47%がワールドカップボイコットに賛成とする世論調査結果が出ている。Frankfurter Rundschau, 21. Januar 2026. なお、前回カタール大会(2022年)でのFIFAとの確執の教訓から、ドイツチームのボイコットの本気度は低いという論評もある。Frankfurter Allgemeine Zeitung, 26. Januar 2026.

²⁰ USOPCは大統領令に従い、2025年7月21日に規定を変更し、男性として生まれ、女性を自認するトランスジェンダー選手の女子競技参加を禁止した。『朝日新聞』2025年7月24日付。

²¹ 「オリンピック憲章 Olympic Charter2020年版・英和対訳」(2020年7月17日から有効)

<https://www.joc.or.jp/olympism/charte/pdf/olympiccharter2020.pdf> (2020年9月14日最終閲覧)。IOCは「オリンピック・アジェンダ2020+20提言」を策定し(2014年)、14

提言で「IOCはオリンピックの根本原則第6項に、性的指向による差別の禁止を盛り込む。」と明記している。IOC「オリンピック・アジェンダ2020+20 提言」

(https://www.joc.or.jp/olympism/agenda2020/pdf/agenda2020_j.pdf; 最終閲覧日: 2026年1月30日)。なお、日本学術会議は「提言 性的マイノリティーの権利保障をめざして(II) —トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」(2020年9月23日)の中で「スポーツ分野におけるSOGI差別禁止」の項を設けて解説している(14-15頁、54-56頁)。

²² 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 <https://tokyo2020.org/ja/games/sustainability/sus-code>; 最終閲覧日: 2026年1月30日)

²³ Presidential Actions : RESTRICTING AND LIMITING THE ENTRY OF FOREIGN NATIONALS TO PROTECT THE SECURITY OF THE UNITED STATES, December 16, 2025.

(<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/12/restricting-and-limiting-the-entry-of-foreign-nationals-to-protect-the-security-of-the-united-states/>; 最終閲覧日: 2026年1月30日)。

²⁴ IOC「オリンピック・アジェンダ+5-15の提言」(2021年3月12日) (https://www.joc.or.jp/olympism/agenda2020/pdf/agenda2020-5-15-recommendations_JP.pdf; 最終閲覧日: 2026年1月30日)

²⁵ トランプ政権は66の国際機関からの脱退を表明し、その後さらに世界保健機関(WHO)からも脱退した。

²⁶ *Suddeutsche Zeitung*, 10./11. Januar 2026. 「トランプ氏こそノーベル平和賞に間違いなくふさわしい」とインスタグラムに投稿していたインフアンティノ会長は、授賞式でトランプの「世界の平和と結束を促進する卓越した行動」を称賛し、パレスチナ自治区ガザでの停戦や、カンボジアとタイの和平に向けた取り組みなどを功績として挙げた。『朝日新聞』2025年12月6日付。

Zapping 原稿募集

研究会・学会報告など教育・研究に関するあらゆるジャンルのご投稿をお待ちしております。

また、いろんな特集も組んでいきたいと思っています。

何本かまとめてのご投稿も大歓迎ですので、ご提案がありましたら事務局に申し出てください。

形式はタイトル・名前・本文をつけ、1,500字～2,000字程度でお書きください。

原稿は s-kyoken@st.ritsumei.ac.jp に送付してください。